



## 清須げんき商品券の販売を開始します

物価高騰の影響で停滞する地域経済の活性化を図るため、昨年に引き続き、最高プレミアム率40%の「清須げんき商品券」を販売します。

また、今年も清須げんき商品券に加え、1次販売限定でマル得店舗（中小零細事業者）でのみ利用可能な「マル得店舗専用商品券」（1枚500円分）を進呈します。



<清須げんき商品券(1冊):500円×13枚=6,500円>

<マル得店舗専用商品券(1枚):500円>

利用できる期間	令和5年8月1日(火)～令和6年1月31日(水)
利用できる店舗	<p><b>清須げんき商品券:</b>清須げんき商品券取扱店舗登録をした全店舗  <b>マル得店舗専用商品券:</b>上記店舗のうち、マル得店舗のみ                  ※商品券ご購入の際に、販売窓口で取扱店舗一覧をお渡しします。                  ※市ホームページで一覧を公開しています。</p>
マル得店舗	<p>一部の店舗で、1度の買物につき清須げんき商品券もしくはマル得店舗専用商品券を1,000円以上利用された方へは特典をご用意いただいています。                  ※特典の内容は、取扱店舗一覧をご覧ください。</p>
本商品券が利用できない商品・サービスなど	<p>①不動産、②金融商品、                  ③たばこ、④商品券・プリペイドカード等換金性の高いもの、                  ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務、                  ⑥国税、地方税、使用料等の公租公課</p>

こののぼりが目印です!!



### 一次販売について

方法		期間
<p>■広報清須今月(8月)号に同封した「購入引換券」を持参の上、下記の販売場所でご購入いただけます。</p> <p><b>【注意事項】</b>                  住民票で世帯分離をしているけれども、広報紙が1冊しか届かず「購入引換券」が1枚のみの場合は、お手数ですが産業課へご連絡ください。</p> <p>■清須げんき商品券の購入上限は、1世帯2冊までです。                  1冊:販売額(5,000円)、券面額(6,500円)</p> <p>★マル得店舗専用商品券は、清須げんき商品券1冊の購入につき、1枚進呈します。                  ⇒1世帯最大で2枚までです。</p>		<p>8/1(火)                  ~8/31(木)</p>
平日	販売場所	<p>こののぼりが目印です!!</p>
	販売時間	
休日	販売日	
	販売場所	
	販売時間	

ID 市ホームページのページID番号です。この9桁の数字を市ホームページ「ページID」の検索ボックスに入力すると該当ページにアクセスできます。

二次販売について

一次販売の売残冊数を活用し、事前申込制による二次販売を行います。

概要	
購入できる方	下記の申込方法で期間内に申込手続をされた世帯(主)。(1世帯1回限り) ※令和5年8月31日時点で清須市住民基本台帳に記録されている方で構成される世帯。 ※第二次販売での購入上限冊数は、「第一次販売での売残冊数」及び「申込世帯数」に応じて決定します。 ※9月中旬までは、電話等でのお問合せにも対応できかねますので、ご了承ください。
留意点	申込者数が第1次販売の売残冊数を上回った場合、抽選となります。 二次販売でのマル得店舗専用商品券の進呈はありません。

	方法	期間						
申込	往復はがきへ必要事項を全て記載(往復はがきの書き方を参照してください)の上、郵送により産業課へお申し込みください。 <b>次のような申込は無効となりますので、ご注意ください。</b> ①記載事項に不足がある場合や9月以降の消印のもの ②消せるボールペンを使用して記入された場合 ③令和5年8月31日時点で清須市住民基本台帳に記録されていない方 ④重複して申し込まれた場合(重複分を無効とします) ⑤返信はがきの切手額が不足している場合 ⑥普通はがきを2枚つなげたはがきで申し込まれた場合  ※世帯単位での申込となるため、申込者氏名は必ず世帯主名を記載してください。	8/1(火) ~8/31(木) 【消印有効】						
	販売	9月下旬頃までに、申込世帯(主)に対して購入上限冊数などを記載した購入引換券(往復はがきの返信面)を一斉に発送します。 <table border="1"> <tr> <td>平日</td> <td>販売場所</td> <td>清須市内の郵便局(8局)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売時間</td> <td>午前9時~午後5時</td> </tr> </table>	平日	販売場所	清須市内の郵便局(8局)		販売時間	午前9時~午後5時
平日	販売場所	清須市内の郵便局(8局)						
	販売時間	午前9時~午後5時						

<往信の宛名面>	<返信の文面>	<返信の宛名面>	<往信の文面>
<p>郵便 往復はがき</p> <p>63円 452-8569</p> <p>清須市須ヶ口1238番地</p> <p>清須市役所 産業課 行</p> <p>□□□□□□</p>	<p>※何も書かないでください</p>	<p>郵便 往復はがき</p> <p>63円 □□□□□□</p> <p>あなたのお名前</p> <p>あなたのご住所</p> <p>□□□□□□</p>	<p>① 郵便番号</p> <p>② 住所</p> <p>③ 世帯主氏名</p> <p>④ 電話番号</p>



清須げんき商品券を使用できる店舗には  
こちらのステッカーが貼られていますので  
目印にしてください。

行政ニュース

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



## 市立小中学校の給食費を3カ月分無償化します

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、市立小・中学校の学校給食費を期間限定(令和5年9月分～11月分)で無償化します。

■問合せ 学校給食センター管理事務所 ☎052-400-7925

上記とあわせて、学校給食費無償化の対象とならない市外の小学校及び中学校に通学している児童・生徒等の保護者に学校給食費等臨時給付金を支給します。(詳細は広報清須9月号に掲載)

■問合せ 学校教育課

## 住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 清須市 物価高騰緊急支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰緊急支援給付金(1世帯あたり3万円)は、住民税均等割非課税世帯や予期せず家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続が必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯当たり3万円

### 給付金の支給時期

清須市が確認書(又は申請書)を受理した世帯から順次支給します。  
※支給の際は、支給決定通知書を送付します。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

##### 「住民税非課税世帯」

基準日(令和5年6月1日)において清須市に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税(令和5年度分)である世帯  
※住民税が課税されている者の扶養者等のみからなる世帯を除く。

##### 「家計急変世帯」

申請日時点において清須市に住民登録があり、令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯  
※定年退職等による収入減少は除く。

#### 確認書を郵送しています(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは「I」へ

#### 申請が必要です

詳しくは「II」へ



市ホームページのページID番号です。この9桁の数字を市ホームページ「ページID」の検索ボックスに入力すると該当ページにアクセスできます。

## 給付金の支給手続



期限 令和5年10月13日(金) (必着)

※申請期限を過ぎると支給できませんので、お早めにご申請ください。

### I 住民税非課税世帯 (令和5年度住民税 (均等割) が非課税の世帯)

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から清須市にお住まいの場合  
[他市区町村で税の申告をした方 (住登外課税者) がいる場合は (2) になります。]

- 令和5年6月1日時点で清須市に住民登録があり、対象となる可能性がある世帯には、清須市から7月10日に確認書 (給付内容や確認事項が書かれた書類) を郵送しています。
  - 確認書に必要事項を記入し、**同封の返信用封筒にて返信してください。**
- ※確認書に振込先の記載がない場合、又は振込先の変更を希望される方については、希望する振込先金融機関口座確認書類の写しと本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳等のいずれか一つ) の写しが必要となります。

(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合  
[他市区町村で税の申告をした方 (住登外課税者) がいる場合もこちらになります。]

- 給付金を受け取るには申請が必要です。**下記を提出してください。**
- 【提出書類】(1)申請書 (2)振込先金融機関口座確認書類の写し (3)本人確認書類の写し  
(4)令和5年度住民税非課税証明書の写し
- ※(1)は「物価高騰緊急支援給付金窓口 (南館1階)」にあります。(2)から(4)をご用意いただき、窓口までお越しください。

### II 家計急変世帯

(予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額 (令和5年1月以降の任意の1カ月収入×12倍) が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには申請が必要です。**下記を提出してください。**
- 【提出書類】(1)申請書 (2)簡易な収入見込額の申立書  
(3)振込先金融機関口座確認書類の写し (4)本人確認書類の写し  
(5)「令和5年1月以降の任意の1か月の収入 (所得) の状況を確認できる書類の写し  
(6)世帯の状況を確認できる書類の写し (7)戸籍の附票の写し (複数回転居した方)
- ※ (1)と(2)は「物価高騰緊急支援給付金窓口 (南館1階)」にあります。(3)から(7)をご用意いただき、窓口までお越しください。



**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

清須市の職員等がATMの操作をお願いしたり、給付のために手数料の振込を求めたりすることはありません。不審な電話等がありましたら、消費者生活センターや最寄りの警察署にご相談ください。



市が郵送する封筒

ID 547396237

## お問い合わせ

清須市健康福祉部社会福祉課  
物価高騰緊急支援給付金担当 (南館1階)

☎052-400-2911

応対時間 平日 午前9時～午後5時



## 公共施設を避暑施設「クーリングシェルター」として開放



～熱中症対策として暑さをしのぐ休憩スペースの提供～

(実施期間：9/30まで)

地球温暖化により近年、年平均気温は上昇しており、今年も6月から30度を超える日が続く、熱中症リスクの増大が懸念されています。本市も熱中症対策の一環として、高齢者や子ども連れの方などが熱中症を発症することがないよう、冷房の入った身近な公共施設(下表参照)を避暑施設「クーリングシェルター」として開放していますので、外出の際の休憩場所としてお気軽にご利用ください(※施設の開館時間に限り)。[各施設に「クーリングシェルター実施中!」のポスター(下図参照)を掲示中]

地区	施設名	地区	施設名
西枇杷島	西枇杷島福祉センター	新川	市役所南館
	にしび創造センター		新川ふれあい防災センター
	みずとぴあ庄内		新川福祉センター
	にしびさわやかプラザ		カルチバ新川
清洲	清洲城(芸能文化館)	春日	春日公民館
	清洲ふるさとのやかた		春日老人福祉センター
	清洲総合福祉センター		図書館
	清洲市民センター		



■問合せ 危機管理課(北館3階)

## 高齢者のための熱中症対策のポイント

～熱中症予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。

- 1 **のどが渇いていなくてもこまめに水分・塩分を補給しましょう(高齢者は特に要注意)**  
水は1日当たり1.2リットルが目安です。1時間ごとにコップ1杯の水分を摂りましょう。(医師の指示のない方)
- 2 **エアコンを上手に使いましょう**  
熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮し、適温に。こまめに換気を。

## 高齢者世帯のエアコン購入・設置費の補助をします

熱中症予防のため、以下の方を対象にエアコン購入・設置費用(上限54,000円)を補助します。

※購入及び設置をする前に事前申請が必要です。

対象	<p>市内の事業者が販売・設置を行うものに限り。</p> <p>下記要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯</li> <li>・対象者を含む全世帯員が市民税非課税の方</li> <li>・居住している住宅にエアコンが設置されておらず、新たにエアコンを購入して設置する方</li> <li>・居住している住宅が賃貸等である場合、エアコン設置について住宅の所有者の同意が得られる方</li> </ul>
申請に必要な書類	①申請書 ②見積書 ③市町村民税非課税証明書(必要な方のみ)

■問合せ 高齢福祉課(北館1階)

ID 市ホームページのページID番号です。この9桁の数字を市ホームページ「ページID」の検索ボックスに入力すると該当ページにアクセスできます。

# 新型コロナワクチン接種のお知らせ

広報清須は7月14日時点の情報を基に掲載していますので、お手元に届くころには内容が変更となっている可能性があります。ワクチン接種に係る最新情報は、市ホームページ等でお知らせしていきますので、ご確認ください。

ID 882368176



↑市HP



↑すぐメール



↑市公式LINE



↑キヨスマ

## 令和5年秋開始接種について

令和5年秋開始接種に関する具体的な情報については、国からの正式な通知があり次第、市ホームページ等で随時お知らせしますので、そちらをご確認ください。

## 接種対象者

5歳以上の初回接種(1・2回目接種)を終えた全ての方が対象となる予定です。

## 使用するワクチン

オミクロン株XBB.1系統の成分を含有する1価のワクチンとなる予定です。

## 個別通知(接種券等)の発送

5歳以上の方で、直近の接種から3カ月経過した方には、8月下旬に個別通知(接種券等)を発送します。既にお手元に接種券がある方には発送しませんので、そちらをご利用ください。

なお、直近の接種を清須市以外にお住まいの時にされた方や接種券をなくされた方は接種券の発行申請が必要ですので、以下の方法により申請してください。

申請の方法	手続きに必要なもの
電子申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>メールアドレス</li> <li>接種済証(直近の接種日が分かるもの)</li> </ul>  <p>◀電子申請 二次元コード</p>
窓口申請 申請場所 健康推進課 北館2階 (受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(市ホームページからダウンロードしていただくか窓口でもお渡しできます。)</li> <li>本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)</li> <li>接種済証(直近の接種日が分かるもの)</li> <li>前住所地の接種券(お手元にある方)</li> </ul>

## ワクチン接種に関する問合せ

問合せ	電話番号	受付時間	相談内容
【愛知県】 コロナワクチン関連 相談窓口	052-954-6272	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分	ワクチン接種の効果や副反応等、コロナワクチンに関する一般的な質問
【清須市】健康推進課	052-400-2911	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	清須市内のコロナワクチン接種について

※清須市では、電話での相談が困難な方については、FAX(052-400-2963)での相談も受付しております。この場合、折返しの連絡先(FAX番号、メールアドレス)をご記入ください。



行政ニュース

保健だより

教室・講座

児童子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



# ～日ごろの対策・訓練で大地震に備える～ 市総合防災訓練を開催します



いつ起きてもおかしくないといわれている南海トラフ地震などの大規模地震に備え、市総合防災訓練を開催します。市を始め防災関係機関、市民ボランティア団体などの参加のもと、関係機関の連携強化及び防災意識の向上を目的とした訓練を行います。

時	9月2日(土) 午前8時30分～11時30分
場	みずとびあ庄内(庄内川水防センター)及び庄内川河川敷
内	○シェイクアウト訓練 / ○避難訓練 / ○応急救護訓練 / ○倒壊家屋からの救助訓練 ○ヘリによる救助訓練 / ○災害時応援協定に基づく協力体制の確認訓練 など

※訓練前日の準備及び当日の訓練・後片付けでは、車両などの出入りが多くあり危険です。そのため、9月1日(金)・2日(土)は、みずとびあ庄内敷地内道路の一部を終日通行止めになります。ご理解とご協力をお願いします。

## 防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「J-ALERT(ジェイ・アラート)」から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さまへお伝えするための緊急情報伝達訓練を8月23日(水)午前11時頃に行います。

なお、J-ALERT(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を、人工衛星等を活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

当日実施する試験は、次のとおりです。



方法	防災行政無線の放送
内容	市内110カ所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 防災行政無線チャイム

注) 清須市だけでなく、全国的にさまざまな情報伝達手段を用いた試験が実施されます。

■問合せ 危機管理課(北館3階)

## 新川交番建替え工事に伴う一時閉鎖

新川交番(名鉄須ヶ口駅前)は、老朽化による建替え工事のため、令和5年8月31日をもって一時閉鎖します。令和6年春頃完成予定です。

それまでの間、御用のある方は西枇杷島警察署又は近隣の交番へお越しください。工事期間中、ご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

また、事件事故、緊急事案は110番通報をお願いします。

■問合せ 西枇杷島警察署 ☎052-501-0110



## 令和5年度 市敬老会と送迎バス申込のご案内

### 敬老会を開催します

と き	9月23日(土) [受付]午前9時～9時30分 [開会]午前9時30分
と ころ	清洲市民センター(本年度は春日公民館ではありませんのでご注意ください。)
対象者	77歳(昭和21年1月1日～昭和21年12月31日出生者)の市民の方
敬老会 申 込	敬老会申込対象者には、往復はがきをお送りしますので、必要事項を記入し、8月18日(金)までにはがきを返送してください。

※荒天の場合は中止します。

※敬老会閉会后、引き続き保育園児による「清須音頭」とアトラクション(マジックショー)を開催しますので、ぜひご参加ください。

#### ●アトラクション(マジックショー)

- ・ミスター・ザウバー(愛知県出身)
- ・ドイツに渡りさまざまな大会に入賞
- ・驚き!不思議?笑い!会場に来て、体験して、ふしぎな世界をお楽しみください。



#### ●敬老会記念品

清須市特産食材を使った商品の詰め合わせを予定しています。詳細は、広報清須9月号にて掲載します。

### 送迎バスの申込

当日は送迎バスを運行しますので、利用を希望される方は次のとおり、お申込ください。

バス発着場 (8箇所)	西枇杷:にしびさわやかプラザ、にしび創造センター 清洲:新清洲駅西側ロータリー、清洲保健センター(清洲庁舎跡地) 新川:清須市役所、新川ふれあい防災センター 春日:春日公民館、中之切公園前 ※発着時間は、広報清須9月号に掲載します。
利 用 者	9月23日(土)の敬老会に参加される方で、往き帰りのバスに乗車可能な方
申込期間	8月4日(金)～18日(金) 各発着場の申込が定員になり次第、締め切ります。
申込方法	高齢福祉課へ電話にてお申込ください。

■問合せ 高齢福祉課(北館1階)



## 傳田選手の実習体験記2023 「努力は無駄になりません」

今回の実習では、バレーボール教室以外に「メンタルについて」「将来の夢」「仕事について」の講演も行いました。普段、あまり気にしないメンタルの講演については、私も何気なくやっていることが多いので伝えるのがとても難しかったです。

そして、今回初めて中学生に向けて「将来の夢」について話しました。バレーボール以外の経験はしてこなかった人生ですが、少しでも未



来ある中学生の、今後の何かのきっかけになったらいいなと思います。これから、楽しいこと・つらいこと・挫折などさまざまなことを経験すると思いますが、諦めずに、努力を続け、後悔のない将来にしてほしいと講演を通して思いました。

私も今回たくさんの方と関わることができ、多くの学びと経験をしました。この経験をこれから生かしていけるようにしたいと思います。



## 寄附をいただきました

有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。  
○安田電機暖房 株式会社 様 現金 10万円



## 令和6年 二十歳のつどい

令和6年清須市二十歳のつどいを以下のとおり実施しますのでご参加ください。

今年度は2中学校区ごとに開催します。現在お住まいの中学校区をご確認ください。

また、館内への入場は対象者のみに限らせていただきます。ご理解の程よろしくお願ひします。

※**昨年の会場及び時間から変更している地区がありますので、ご注意ください。**



**開催日** 令和6年1月6日(土)

時間	会場	中学校区
受付 午前10時30分 開式 午前11時	清洲市民センター	清洲中学校 春日中学校
受付 午後2時 開式 午後2時30分	清洲市民センター	西枇杷島中学校 新川中学校

※諸事情により他の中学校区の式典に参加を希望される方は、事前に生涯学習課までご連絡ください。

**対象となる方** 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

**案内はがき発送(12月初旬)**

上記対象者で令和5年11月20日現在、清須市内に住民登録のある方に案内はがきを郵送します。式典当日は案内はがきを持って、会場にお越しください。



### ●市外転出者で式典に参加希望の場合

清須市出身で市外に転出されている方もご参加いただけます。参加を希望される場合は、生涯学習課までご連絡ください。

●当日、手話通訳、介助等を必要とされる方は事前にご連絡ください。

※**成人年齢引き下げにより、従来の「成人式」の名称を「二十歳のつどい」と変更して、式典を開催します。**  
なお、対象年齢に変更はありません。

■問合せ 生涯学習課(南館1階)



各種表彰(敬称略)

● 全国市町村教育委員会連合会表彰

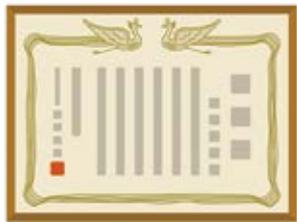
長年にわたり、教育長として教育行政に尽力された功績によるものです。

齊藤孝法 (阿原宮前)

● 愛知県青少年団体連絡協議会長表彰

長年にわたり、市子ども会連絡協議会役員として、地域青少年の健全育成に尽力された功績によるものです。

小出美佐子 (春日原)



第19回新川やると祭参加者募集

開催日時 9月30日(土) 正午から午後8時30分まで ところ 市役所敷地及びその周辺

募 集 内 容	やると祭総おどり まつりのメイン「やると総おどり」に参加し、会場からあふれる熱気の中、踊ってみませんか。飛び入り参加も大歓迎!!グループでご参加の方は、事前にお申し込みください。
	やるとステージ [時間 午後1時~4時 持ち時間 15分以内(入退場含む)] 市内で活動するグループの方、音楽やダンスなどをステージで披露してみませんか。
申 込	8月1日(火)から産業課窓口にて申込を受け付けます。 <b>(15日(火) 午後5時締切)</b>

※応募者多数の場合は、新川やると祭委員会で出演者の調整をします。

※出演時間については、8月下旬の説明会で抽選により決定します。

■問合せ 新川やると祭委員会事務局(産業課(南館3階)内)

飴茶庵で事業を始めてみませんか

市所有の町屋建築「飴茶庵」を個人・法人問わず事業で賃借される方を募集します。

賃借料の設定はなく、地域の賑わい創出や買物弱者対策等の課題に貢献する事業には、安価でお借りいただけます。詳細は、市ホームページをご覧ください。



施設	所在地	清須市土器野238番地16	面積	72.36㎡(延床)
	構造	木造一部2階建て(平成21年11月改修済) / トイレ、流し台あり		
	特記事項	耐震性は、未確保(耐震診断対象外施設)。ただし、市が改修した際、補強工事を実施済み。		
業務内容		飴茶庵を活用して実施したい事業を自由に提案可。(複数年契約を想定)		
応募方法		提出書類	提出先	提出期限
	応募	参加申込書兼誓約書	産業課	8月18日(金)
	審査書類	実施計画書	産業課	9月1日(金)

※応募・審査書類の様式は、市ホームページからダウンロードするか、産業課の窓口で取得可能です。

※審査はプロポーザル方式を予定しており、応募者多数の場合、事前の書類審査で3者以内に選定させていただきます。また、契約条件によっては、市議会の議決が必要な場合があります。

ID 498658884 ■問合せ 産業課(南館3階)



## 平和への取組み ～戦争の悲惨さ・平和の尊さを伝えよう～

### 平和祈念式

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼するとともに、未来の平和を願い、清須市平和祈念式を開催します。

と き 8月18日(金)

午前10時開始(午前11時30分終了予定)

ところ 新川地域文化広場(カルチバ新川) 文化ホール



■問合せ 社会福祉課(北館1階)

### 記帳所の設置



過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼し、平和で安心して暮らせる社会の実現を願い、次のとおり記帳所を開設します。

と き 8月1日(火)～31日(木)

ところ 市役所北館 1階ロビー

にしびさわやかプラザ 1階ロビー

清洲市民センター 1階ロビー

市立図書館 1階ギャラリー

※施設によって、開庁(館)日・時間が異なります。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

### 「平和を願う折り鶴」・「書道作品展」・パネル展「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」

市内の小・中学生に通う児童及び生徒が“平和を願う折り鶴”を作りました。また、小学校6年生児童が平和をテーマに書いた優秀書道作品と“ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間”のパネルを展示します。

と き 8月1日(火)～30日(水)

ところ 市立図書館



■問合せ 生涯学習課(南館1階)

### 小学校児童平和推進派遣研修

8月5日(土)・6日(日)に市内小学校児童の代表者24名を広島市へ派遣し、被爆地を見学することで、核兵器の恐ろしさや、戦争の悲惨さを知り、命の大切さと平和の尊さを学びます。

また、折り鶴の一部を持参し、平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げます。

■問合せ 生涯学習課(南館1階)

### 原爆投下時刻及び終戦記念日には黙とうを

今からさかのぼること78年、世界ではじめて原子爆弾が広島に投下されました。8月6日午前8時15分(広島)と、8月9日午前11時2分(長崎)、8月15日正午(終戦記念日)には、原爆死没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)



## 税の公平性と延滞金

### 税の公平性

市税等は、市のさまざまな事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆さまに公平に負担していただいているものです。各税等には納期ごとに納期限が定められており、納期限内に納付がなかった方には納期限内に納付された方との不公平をなくすため、延滞金が加算されます。

### 延滞金

延滞金は、納期ごとの市税等が納期限までに完納されない場合、納期限の翌日から完納されるまでの日数に応じて計算され、本税等に加算して納付することになります。

※市税等は、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、市役所会計課などで納めることができます。

※納付には、納め忘れが無い便利な口座振替をご利用ください。

※納期限までに納付できない場合は、そのまま放置しないで、早めに収納課にご相談ください。

※納付方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

ID 428614210 ■問合せ 収納課(北館2階)

## 6月議会定例会

### 工事請負契約〔(仮称)五条川防災センター新築工事〕の締結についてなど15議案を可決

定例会は、6月1日から26日までの26日間の会期で開かれました。

初日に市長提出議案の上程・説明があり、諮問案件である人権擁護委員候補者の推薦3件は、同日適任と決し、令和5年度一般会計補正予算(第3号)案については、即日採決され、全員賛成で可決しました。また、議員発議案「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)」の上程・説明もありました。その他の議案については、13日に各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会委員長から審査結果が報告され、採決の結果、全議案を可決しました。

### 適任とされた議案

◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて3件

### 可決された議案

- ◆税条例の一部を改正する条例案など一部条例改正案5件
- ◆(仮称)五条川防災センター新築工事についてなど工事請負契約の締結4件
- ◆令和5年度一般会計補正予算(第3号)案など補正予算案2件
- ◆特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)

### 報告案件

◆令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど3件

※その他の議案については、広報清須今月号の折込「市議会だより第70号」及び市ホームページをご覧ください。

ID 471333526 ■問合せ 議事調査課(南館4階)

## 9月議会定例会の日程

本会議・委員会は傍聴できません。議会の録画配信開始に伴い、傍聴席が一部映る場合があります。あらかじめご了承ください。

開会時間 午前9時30分から

開会日	会議等
9月1日(金)	本会議(一般質問)
9月4日(月)	本会議(一般質問)
9月6日(水)	本会議(議案質疑)
9月8日(金)	福祉常任委員会
9月12日(火)	福祉常任委員会
9月13日(水)	建設文教常任委員会
9月14日(木)	建設文教常任委員会
9月15日(金)	総務常任委員会
9月19日(火)	総務常任委員会
9月25日(月)	本会議(委員長報告、討論、採決)

■問合せ

議事調査課(南館4階)



# 庁舎・保健センター再編事業

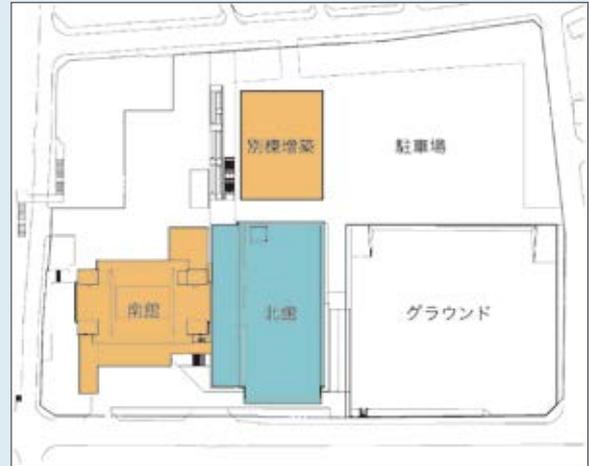
～市役所南館改修工事基本構想を策定しました～

## ■庁舎編

公共施設の管理方針等を具体的に示した「清須市公共施設個別施設計画(令和2年3月策定)」で清須市役所南館及び北館は定期的に改修し、築80年を目標に長寿命化を図ることとなっています。

南館は、昭和61年10月に建設され、築40年を迎える令和8年に長寿命化改修が計画されており、実施にあたり、行政を取り巻くあらゆる環境への対応、持続可能な社会実現のために老朽化が進行している南館の改修手法を検討するとともに、市役所敷地全体の最適な活用を目的に「清須市役所南館改修工事基本構想」を策定しました。

基本構想では、南館の「現状と課題」を整理し、「改修目標」を設定した上で、次のとおり整備手法を検討した結果、行政サービス向上、環境配慮、敷地全体の活用、財政負担等で最も効果的な「③別棟増築型」を採用することとしました。



### ①執務並行型

執務や行政サービスを行いながらの改修となり、改修の長期化、窓口移転を繰り返すことによる行政サービス低下が懸念されます。

### ②仮設庁舎型

前述の懸念事項解消のため最低限の庁舎機能を確保した仮設庁舎へ移転後、改修します。この手法では仮設庁舎設置費を一般財源から負担することとなります。

### ③別棟増築型

別棟を増築し、改修します。この手法では、執務スペース及び窓口の移転が最小限に抑えられることや、市の実質的な財政負担の軽減が図られます。

## ■保健センター編

清須市内に4箇所ある保健センターのうち、西枇杷島保健センターを除く3箇所は建築後40年以上が経過していることから各保健センターは大規模改修を実施せず、1箇所へ統合します。

その際に、南館の執務スペースや窓口を、増築した別棟へ移転することによって生まれたスペースへ「統合保健センター」を新たに設置することにより、相談内容に応じて関係部署が連携を図り、速やかに支援ニーズに対応していきます。

### 今後の予定スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
庁舎編	設計	工事		
保健センター編			設計	工事

ID 902928940 ■問合せ 財産管理課(南館1階)



# ～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～ お早めにマイナンバーカードを受け取り、マイナポイントを申し込んでください！

- ①マイナポイントの申込期限は、**2023年9月末**です。
- ②ポイントの申込には、2023年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。**交付通知書が届いたら、お早めにカードを受け取りにお越しください。**
- ③**ポイント申込期限(9月末)間際には窓口が混雑しますので、早めのカード受け取り**をお願いします。  
※**ポイント申込サイトも混雑します**ので、カードを受け取ったら早めにポイントをお申し込んでください。

**9月末よりも早く申込を締め切る決済サービスもあるから注意！**



## マイナポイントの申込方法 3選

- ①スマートフォンから  
申し込む場合
- ②パソコンから  
申し込む場合
- ③**手続スポット**から  
申し込む場合

**申込時に準備するもの**

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁のパスワード(暗証番号)
- ・決済サービスID/セキュリティコード

詳しくはホームページをご覧ください。



## マイナポイント申請・マイナンバーカード受取のための日曜窓口 **事前予約制**

とき 8月13日・27日 午前9時～午後5時 ところ 市役所 市民課  
※マイナンバーカードの受取は、市民課土曜窓口でも行えます。(事前予約制) ■問合せ 市民課(北館1階)

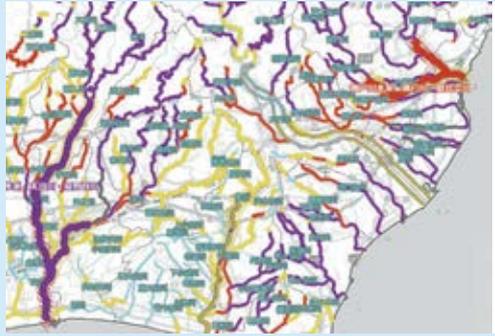
## 防災・減災サポートコーナー

### 第26話 洪水キキクルについて

洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)は、指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりを、地図上で約1km毎に5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、洪水警報が発表された時に、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。危険度の判定には、3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いています。令和5年からは、国が管理する指定河川洪水予報の対象河川の危険度分布「水害リスクライン」も一体的に表示し、地域の詳細な洪水危険度を一目で把握できるようにしました。

特に「**災害切迫(黒)**」が出現した場合、**重大な洪水が既に発生している可能性が高い**状況です。中小河川(五条川・新川)の水位上昇は急激なため、**水位上昇の予測を示す「危険(紫)」**が出現した時点で、**河川の水位情報を確認し、道路冠水が始まる前に早めの避難を開始することが重要**です。

#### 【洪水キキクル例】



洪水災害の危険度	指定河川洪水予報
高 (黒)	国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)
危険 (紫)	川の左岸と右岸の危険度をそれぞれ示す灰色は非表示
警戒 (赤)	区間・欠測
注意 (黄)	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)
低 (青)	
	今後の情報等に留意

**本川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水氾濫)の危険度**  
 河川の増水によって周辺の支川・下水道からの排水ができなくなることで発生する内水氾濫による洪水被害のおそれがあると認められるときに発表。  
 ■警戒【警戒レベル3相当】 ■注意【警戒レベル2相当】

■問合せ 危機管理課(北館3階)



## 市民協働だより

### 水辺の散策路PR事業 LEDライト(ペットボトル)工作体験 参加者募集

市内を流れる3つの川を結ぶ散策路は「水辺の散策路」といい、市民の皆さんを始め多くの方の体力づくりや健康増進のためにご利用いただきたいと思います。水辺の散策路を知っていただくためのPR事業として、ペットボトルを使用したLEDライト(ペットボトル)の親子工作体験を以下のとおり開催します。また、作製したLEDライトは市主催のイベント会場周辺の散策路に装飾し、イベントを通じて水辺の散策路をPRしていきます。皆さん、工作体験にぜひ、ご参加ください。

開催日 ところ	第1回	9月16日(土)	午後 2時～ 3時	春日公民館 練習室
	第2回	23日(土)	午前 9時～10時	カルチバ新川 会議室
	第3回	23日(土)	午前11時～正午	カルチバ新川 会議室
	第4回	23日(土)	午後 2時～ 3時	カルチバ新川 会議室
	第5回	23日(土)	午後 2時～ 3時	にしびさわやかプラザ 研修室
対象者	市内在住の親子 (小学生の子ども1名とその親1名の1組)			
定員	各回10組20名 合計50組100名 (定員になり次第締め切ります。)			
申込方法	8月7日(月)から参加申込の受付を開始します。市ホームページをご覧ください。企画政策課市民協働係までご連絡ください。			

※工作体験で作製したLEDライトは持ち帰ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※市主催イベントについては、工作教室開催時及び市ホームページにてご案内します。

※この他にも工作体験を行いますので、詳細は市ホームページにてご確認ください。

**ID** 169493190 ■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)

### 市民記者がゆくー！ 美濃路の妖怪

### まちなかWatch 94

市民記者 成瀬 瞳

美濃路は、江戸時代の交通路であり、数多くの伝説や妖怪譚が存在し、地域の風土や信仰と深く結びついています。

美濃路にまつわる妖怪の中でも、有名なものの一つが「美濃坊」と呼ばれる存在です。美濃坊は、美濃路で旅人を狙うとされる妖怪で、外見は老人の姿をしています。彼は、夜道を歩く旅人の前に現れ、いたずらや妨害をすることで彼らを困らせます。美濃坊は、旅人を迷わせたり、道案内をするふりをして道を間違わせたりするといわれています。

また、美濃路には「道具妖怪」と「地形妖怪」といったさまざまな妖怪も存在します。道具妖怪とは、美濃路の道具や器具が妖怪と化したものを指し、赤い提灯や道標が歩く姿で現れるといわれています。

そうした妖怪の存在を楽しみながら学ぼうと「美濃路ものけストリート」が、「みのじべース」で1月に開催されました。その中の一つである「妖怪屋敷や大天狗先生の妖怪だるまを作ろう」という企画では、子どもたちは真剣な表情でダルマの顔を描き、「かわいくできた!」「僕のは怖い妖怪だぞ!」と目をキラキラさせて喜んでいました。妖怪の物語には、しばしば教訓や価値観が込められています。これら

の物語を通じて、子どもたちは道徳的な価値観や人間関係の重要性について学ぶことができます。また、妖怪の存在によって、子どもたちは恐怖や不安を克服する方法を見つけることもあります。妖怪との関わりを通じて、困難な状況に立ち向かう勇気も養うことができます。

次回の「美濃路ものけストリート」は、来年3月に開催予定です。妖怪に会いたい方はぜひご参加ください。



妖怪だるまを作る子どもたち